

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名 厚生労働省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 雇用者（雇用保険一般被保険者）増加数5人以上（中小企業は2人以上）、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり40万円の税額控除が受けられる。なお、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度。</p> <p>・ 特例措置の内容 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（以下「雇用促進税制」という。）について、適用期限を3年間延長する。また、本税制が一層活用され雇用の促進が図られるよう事業主等の要件緩和と要望について検討し、所要の措置を講ずる。</p>		
関係条文	<p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第十条の五、第四十二条の十二、第六十八条の十五の二 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第五条の六、第二十七条の十二、第三十九条の四十五の二 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第五条の十二、第二十条の七、第二十二條の二十九 地方税法（昭和25年法律第226号）第二十三条第一項第四号及び第四号の三イ、第二百九十二条第一項第四号及び第四号の三イ、附則抄第八条第五項及び六項</p>		
減収見込額	[初年度] — (▲1,429)	[平年度] — (▲1,429)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 今後の日本の成長を担う分野の産業の企業や若年者を雇用する企業を支援し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成25年度の税制改正においては、多様な人材の潜在力を引き出すことで「成長による富の創出」につながることから、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指し、税制の施策を講じることが重要との認識の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）のひとつとして雇用促進税制の拡充が盛り込まれたところである。 平成25年度における雇用促進計画の受付件数は増加傾向にあり、この経済対策の効果が引き続き発揮されるよう本税制を継続的に実施していくことが必要である。また、事業主等の要件緩和と要望について検討し、本税制が一層活用され雇用の促進を図ることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
ページ		14—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標Ⅳ 「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 ・施策大目標 2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 ・施策中目標 2-1 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」
	政策の達成目標	雇用促進税制を活用して、雇用確保を図ろうとする事業主に対する支援を継続するとともに、一層活用され雇用の促進が図られるよう所要の措置を講じ、
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間
	同上の期間中の達成目標	延長等の措置により、年間約 9 万人の雇用が増加すると見込まれる。
	政策目標の達成状況	平成 25 年 8 月末時点において、平成 23 年度雇用促進計画は 8,056 件が達成され、約 6 万 8 千人が本税制の対象となったと見込まれる。
有効性	要望の措置の適用見込み	延長等の措置により、年間約 9 万人の雇用が増加すると見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税制優遇措置を継続することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会が増加することが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	雇用の創出に大きな期待が見込まれる分野の成長産業等の企業、及び若年者雇用を進める企業に対して、雇用負担の軽減が新規採用に効果的である。雇用を増やす企業に対し幅広く支援を行うため、税制による優遇措置は妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>租税特別措置の適用総額（推計値） 平成 23 年度 917,936 千円 平成 24 年度 902,382 千円 平成 25 年度 1,256,159 千円</p> <p>雇用促進計画受付・達成状況報告（実績値） ○計画数 平成 23 年度（受付）30,061 件（達成）8,056 件 平成 24 年度（受付）29,555 件（達成）2,438 件 ※ 平成 25 年度（受付）14,396 件 ※</p> <p>○雇用者増加数 平成 23 年度（受付）209,614 人（達成）82,723 人 平成 24 年度（受付）200,715 人（達成）35,789 人 ※ 平成 25 年度（受付）111,132 人 ※</p> <p>※平成 25 年 8 月末時点の速報値であり、年度合計ではない。 （厚生労働省「平成 23 年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」、「平成 24 年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」「平成 25 年度雇用促進計画受付件数」より）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>（単体法人） 265,240 千円（道府県民税：76,659 千円 市町村民税：188,581 千円） （連結法人） 0 千円（道府県民税：0 千円 市長村民税：0 千円）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 25 年 8 月末時点において、平成 23 年度雇用促進計画は 8,056 件が達成され、約 6 万 8 千人が本税制の対象となったと見込まれる。（平成 25 年 8 月末時点）</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 25 年度税制改正においては、以下のとおり拡充を要望。 ア 税額控除限度額を増加雇用者数 1 人当たり 20 万円から 40 万円に引き上げる。 イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含める。 拡充により、アでは年間約 8 万人、イでは年間約 1.6 万人の雇用が増加すると考えられる。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本制度は、ハローワーク等に①事業年度開始後 2 か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後 2 か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるかが分かる仕組みとなっている。 そのため、平成 25 年度中に事業年度が開始する雇用促進計画については、平成 26 年 4 月から雇用促進計画の達成状況の受け付けが開始となったため、平成 25 年度の実績は未確定。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>○平成 23 年度税制改正 「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）を踏まえ、創設を要望。雇用促進税制 PT での議論を経て、法案が提出され、平成 23 年 6 月に与野党合意がなされて成立。</p> <p>○平成 25 年度税制改正 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）を踏まえ、税額控除額を増加雇用者数一人当たり 20 万円から 40 万円に引上げる等の拡充を要望。</p>
<p>ページ</p>	<p>14—3</p>